



# 島根県報

令和7年3月31日（月）

号外第37号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【規則】

島根県青少年の健全な育成に関する条例施行規則の一部を改正する規則	（青少年家庭課）	2
住宅宿泊事業施行法細則の一部を改正する規則	（薬事衛生課）	2
島根県建築基準法施行細則の一部を改正する規則	（建築住宅課）	3

### 【告示】

島根県営住宅条例の規定による利便性に係る数値の一部改正	（建築住宅課）	16
-----------------------------	---------	----

**公布された条例等のあらまし**

## ◇島根県青少年の健全な育成に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第53号）

- 1 規則の概要  
令和7年度組織改正に伴う規定の整理（第10条関係）
- 2 施行期日  
令和7年4月1日から施行することとした。

## ◇住宅宿泊事業法施行細則の一部を改正する規則（規則第54号）

- 1 規則の概要  
行政権限委任規則の一部を改正する規則の施行等に伴う規定及び様式の整備（第2条・第4条・第5条・様式第1号一様式第5号関係）
- 2 施行期日  
令和7年4月1日から施行することとした。

## ◇島根県建築基準法施行細則の一部を改正する規則（規則第55号）

- 1 規則の概要
  - (1) 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う規定及び様式の整備（第11条の2・様式第8号の4関係）
  - (2) その他規定及び様式の整備
- 2 施行期日  
令和7年4月1日から施行することとした。

**規 則**

島根県青少年の健全な育成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

**島根県規則第53号**

島根県青少年の健全な育成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

島根県青少年の健全な育成に関する条例施行規則（昭和40年島根県規則第30号）の一部を次のように改正する。

第10条第3号中「教育指導課」を「学校教育課」に改め、同条第5号中「少女女性対策課」を「人身安全少年課」に改める。

**附 則**

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

住宅宿泊事業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

**島根県規則第54号**

住宅宿泊事業法施行細則の一部を改正する規則

住宅宿泊事業法施行細則（平成30年島根県規則第69号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項、第4条及び第5条中「知事」を「保健所長」に改める。

様式第1号及び様式第2号中「島根県知事」を「保健所長」に改め、「㊟」を削る。

「  
様式第3号中 島根県知事  を 保健所長  に、「県  
」

に」を「保健所に」に改める。

「  
様式第4号中 島根県知事  を 保健所長  に改める。  
」

様式第5号中「島根県知事」を「保健所長」に改め、「」を削る。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の住宅宿泊事業法施行細則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するものうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

---

島根県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

#### 島根県規則第55号

島根県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

島根県建築基準法施行細則（昭和48年島根県規則第75号）の一部を次のように改正する。

第11条の2第1項中「もの」の次に「及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第10条第1項の規定により建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない建築物で確認済証の交付を受けたもの」を加え、「市町村が」を「いずれも市町村が」に改め、「工事監理状況報告書」の次に「・省エネ基準工事監理状況報告書」を加え、同項に次の1号を加える。

(6) 断熱工事（建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない建築物における断熱材の設置・施工に関するものに限る。）

第11条の2第2項を削る。

第11条の4第1項に次の2号を加える。

(7) 敷地面積求積図（面積の求積に必要な敷地の寸法及び算式を明示すること。）

(8) 建築面積及び床面積求積図（各面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式を明示すること。）

第11条の4中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項に規定する図書のほか、他の図書の提出を求めることができる。

第14条第1項第1号イ中「及び幅員」を「、幅員並びに敷地に接する部分及びその長さ」に改め、同号に次のように加える。

カ 敷地面積求積図（面積の求積に必要な敷地の寸法及び算式を明示すること。）

キ 建築面積及び床面積求積図（各面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式を明示すること。）

第14条第1項第2号に次のように加える。

エ 敷地面積求積図（面積の求積に必要な敷地の寸法及び算式を明示すること。）

オ 建築面積及び床面積求積図（各面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式を明示すること。）

第14条の2第1項第1号イ中「及び幅員」を「、幅員並びに敷地に接する部分及びその長さ」に改め、同号に次のように加える。

カ 敷地面積求積図（面積の求積に必要な敷地の寸法及び算式を明示すること。）

キ 建築面積及び床面積求積図（各面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式を明示すること。）

第14条の2第2項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 床面積求積図（面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式を明示すること。）

第14条の3第1項に次の1号を加える。

(5) 床面積求積図（面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式を明示すること。）

第14条の4第1項第1号イ中「高さ」の次に「、敷地に接する道路（位置、種類、延長及び幅員並びに敷地の道路に接する部分及びその長さを含む。）」を加え、同号に次のように加える。

オ 敷地面積求積図（面積の求積に必要な敷地の寸法及び算式を明示すること。）

カ 建築面積及び床面積求積図（各面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式を明示すること。）

第14条の4第1項第2号イ中「道路の位置」の次に「、種類、延長」を、「幅員」の次に「並びに敷地の道路に接する部分及びその長さ」を加え、同号に次のように加える。

エ 敷地面積求積図（面積の求積に必要な敷地の寸法及び算式を明示すること。）

オ 建築面積及び床面積求積図（各面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式を明示すること。）

第15条の2に次の2号を加える。

(7) 敷地面積求積図（面積の求積に必要な敷地の寸法及び算式を明示すること。）

(8) 建築面積及び床面積求積図（各面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式を明示すること。）

第15条の2に次の1項を加える。

2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項に規定する図書のほか、他の図書の提出を求めることができる。

第16条に次の2号を加える。

(6) 敷地面積求積図（面積の求積に必要な敷地の寸法及び算式を明示すること。）

(7) 建築面積及び床面積求積図（各面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式を明示すること。）

第16条に次の1項を加える。

2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項に規定する図書のほか、他の図書の提出を求めることができる。

第19条中「第137条の12第4項」を「第137条の12第8項」に改める。

第19条の2第1項に次の2号を加える。

(6) 敷地面積求積図（面積の求積に必要な敷地の寸法及び算式を明示すること。）

(7) 建築面積及び床面積求積図（各面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式を明示すること。）

第19条の5を第19条の6とし、第19条の2から第19条の4までを1条ずつ繰り下げ、第19条の次に次の1条を加える。

（大規模の修繕又は大規模の模様替の認定申請に係る添付図書）

**第19条の2** 政令第137条の12第6項又は第7項の規定による認定を申請する場合にあっては、省令第10条の4の2第1項の特定行政庁が規則で定める図書又は書面は、次に掲げる図書とする。

(1) 付近見取図（方位、道路及び目標となる地物を明示すること。）

(2) 配置図（縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の用途、延べ面積、位置、構造及び出入口の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別、擁壁の位置、土地の高低、建築物の各部分の高さ、敷地に接する道路（位置、種類、延長及び幅員並びに敷地の道路に接する部分及びその長さを含む。）並びに敷地の周囲の道、通路その他の空地の配置（道及び通路にあっては位置、延長及び幅員）を明示すること。）

- (3) 各階平面図（縮尺、方位、間取、各室の用途、開口部及び防火戸の位置並びに延焼のおそれのある部分の外壁の構造を明示すること。）
- (4) 2面以上の立面図（縮尺、開口部の位置及び構造並びに延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の構造を明示すること。）
- (5) 2面以上の断面図（縮尺、軒及びひさしの出並びに軒の高さ及び建築物の高さを明示すること。）
- (6) 敷地面積求積図（面積の求積に必要な敷地の寸法及び算式を明示すること。）
- (7) 建築面積及び床面積求積図（各面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式を明示すること。）
- 2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項に規定する図書のほか、他の図書の提出を求めることができる。

「工事監理状況報告書  
様式第8号の4中 年 月 日」を

「工事監理状況報告書・  
省エネ基準工事監理状況報告書 年 月 日」に、

「次のとおり工事監理状況を報告します。

1 建築主の住所氏名	
2 建築物の名称及び所在地	
3 工事施工者の住所氏名	
4 建築物の用途及び構造	
5 確認年月日及び番号	年 月 日 第 号
6 工事完了予定年月日	年 月 日
7 委託を受けた工事監理の期間	
8 第11条の2各号に掲げる 工事の工事監理の状況	別紙のとおり

を

「次のとおり工事監理状況を報告します。

この報告書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

1 建築主の住所及び氏名	
2 建築物の名称及び所在地	
3 工事施工者の住所及び氏名	

4	建築物の用途及び構造	
5	確認年月日及び番号	年 月 日 第 号
6	省エネ適合判定 年月日及び番号	年 月 日 第 号
7	工事完了年月日	年 月 日
8	委託を受けた工事 監理の期間	
9	第11条の2各号に掲げる 工事の工事監理の状況	別紙1のとおり
10	省エネ基準工事の 工事監理の状況	別紙2のとおり

に改め、同様式の注の3中「別紙」の次に「(任意の様式)」を加え、同様式の注の4中「7欄」を「8欄」に、「の予定」を「を行った」に改め、同様式の注の4の次に次のように加える。

5 10欄は、評価した方法の別紙2を添付（仕様・計算併用法の場合は、仕様基準及び標準計算の両方を添付）すること（建築主事又は建築副主事に提出する場合に限る。）。

様式第8号の4別紙に注として次のように加える。

注 工事監理者が写真に写るように撮影すること。

様式第8号の4別紙を同様式別紙1とし、その次に次のように加える。

## 別紙2

## 省エネ基準工事監理報告書（仕様基準）

報告内容（以下の項目について申請図書のとおり施工されたことを報告します。）

項目	報告事項	照合を行った 設 計 図 書	確認方法	確認 結果
外皮	断熱材の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	構造熱橋部の断熱補強の仕様、範囲 (鉄筋コンクリート造の場合)		A・B・C ・ ・	適・不適
	窓の仕様、設置状況（付属部材やひ さしの設置状況を含む。）		A・B・C ・ ・	適・不適
暖房設備	暖房方式		A・B・C ・ ・	適・不適
	暖房設備の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
冷房設備	冷房方式		A・B・C ・ ・	適・不適
	冷房設備の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
換気設備	換気設備の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
照明設備	非居室の照明設備の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
給湯設備	給湯設備の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適

- 注 1 本様式は、「住宅仕様基準（誘導基準を含む。）」により建築物エネルギー消費性能基準への適合性を確認した住宅に係る工事監理を対象としています。
- 2 計算対象となる設備等が無い場合は、当該設備等に係る項目の記載は不要です。
- 3 「照合を行った設計図書」の欄は、建築物省エネ法施行規則第3条第1項に規定する図書等のうち、工事監理で照合を行った図書を記載してください。
- 4 「確認方法」の欄は、A・B・Cのうち、該当するものを○で囲んでください。Cに該当する場合は、確認に用いた具体的な書類を記載してください。
- A：目視による立会確認  
B：計測等による立会確認  
C：施工計画書等・試験成績書等による確認

## 別紙2

省エネ基準工事監理報告書（標準計算）				
報告内容（以下の項目について申請図書のとおり施工されたことを報告します。）				
項目	報告事項	照合を行った 設 計 図 書	確認方法	確認 結果
基本情報	建て方、居室の構成等		A・B・C ・ ・	適・不適
	床面積等（主たる居室、その他の居室、床面積合計、吹抜け等）		A・B・C ・ ・	適・不適
外皮	熱的境界となる部位、面積		A・B・C ・ ・	適・不適
	熱的境界となる屋根、外壁等の部位の仕様、熱貫流率		A・B・C ・ ・	適・不適
	窓の仕様、設置状況（付属部材やひさしの設置状況を含む。）		A・B・C ・ ・	適・不適
	構造熱橋部の断熱補強の仕様、範囲（鉄筋コンクリート造の場合）		A・B・C ・ ・	適・不適
	基礎断熱部の基礎の形状、範囲等		A・B・C ・ ・	適・不適
暖房設備	暖房方式、暖房設備機器の種類		A・B・C ・ ・	適・不適
	暖房設備機器の仕様、性能		A・B・C ・ ・	適・不適
	暖房設備等の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
冷房設備	冷房方式、冷房設備機器の種類		A・B・C ・ ・	適・不適
	冷房設備機器の仕様、性能		A・B・C ・ ・	適・不適
	冷房設備等の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
換気設備	換気方式、換気設備の仕様、性能		A・B・C ・ ・	適・不適
	換気設備等の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
照明設備	主たる居室、その他居室、非居室の照明設備の種類、制御等の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適

給湯設備	給湯設備の有無、熱源機の種類		A・B・C ・ ・	適・不適
	給湯設備機器の仕様、性能		A・B・C ・ ・	適・不適
	ふろ機能、給湯配管、水栓、浴槽の仕様等		A・B・C ・ ・	適・不適
太陽光発電設備	パワーコンディショナの低下負荷効率		A・B・C ・ ・	適・不適
	太陽電池アレイの種類、容量		A・B・C ・ ・	適・不適
	パネルの設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
太陽熱利用設備	太陽熱利用設備の種類		A・B・C ・ ・	適・不適
	液体集熱式太陽熱利用設備の種類、品番		A・B・C ・ ・	適・不適
	液体集熱式太陽熱利用設備及び集熱部の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	空気集熱式太陽熱利用設備の仕様、性能		A・B・C ・ ・	適・不適
	空気集熱式太陽熱利用設備及び集熱部の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
コージェネレーション設備	コージェネレーション機器の品番、種類		A・B・C ・ ・	適・不適
	逆潮流の有無		A・B・C ・ ・	適・不適
<p>注 1 本様式は、「標準計算法（誘導基準を含む。）」により建築物エネルギー消費性能基準への適合性を確認した住宅に係る工事監理を対象としています。</p> <p>2 計算対象となる設備等が無い場合は、当該設備等に係る項目の記載は不要です。</p> <p>3 「照合を行った設計図書」の欄は、建築物省エネ法施行規則第3条第1項に規定する図書等のうち、工事監理で照合を行った図書を記載してください。</p> <p>4 「確認方法」の欄は、A・B・Cのうち、該当するものを○で囲んでください。Cに該当する場合は、確認に用いた具体的な書類を記載してください。</p> <p>A：目視による立会確認 B：計測等による立会確認 C：施工計画書等・試験成績書等による確認</p>				

## 別紙2

<b>省エネ基準工事監理報告書（モデル建物法（小規模版））</b>				
報告内容（以下の項目について申請図書のとおり施工されたことを報告します。）				
項目	報告事項	照合を行った 設計図書	確認方法	確認 結果
外皮	外皮、屋根の断熱仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	窓の仕様、設置状況（ブラインド、ひさしの有無を含む。）		A・B・C ・ ・	適・不適
空気調和 設備	熱源機器の種類、台数、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	全熱交換器の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	全熱交換器の自動換気切替機能の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	予熱時外気取入停止制御の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
換気設備	建物用途に応じた室の換気設備の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	逆風量制御の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
照明設備	建物用途に応じた室の照明器具の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	省エネ制御等の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
給湯設備	建物用途に応じた使用用途の熱源機器の種類、仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	給湯配管の保温の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	節湯器具の種類、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
太陽光発電設備	太陽光発電の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
<p>注 1 本様式は、「モデル建物法（小規模版）（誘導基準を含む。）」により建築物エネルギー消費性能基準への適合性を確認した建築物に係る工事監理を対象としています。</p> <p>2 計算対象となる設備等が無い場合は、当該設備等に係る項目の記載は不要です。</p> <p>3 「照合を行った設計図書」の欄は、建築物省エネ法施行規則第3条第1項に規定する図書等のうち、工事監理で照合を行った図書を記載してください。</p> <p>4 「確認方法」の欄は、A・B・Cのうち、該当するものを○で囲んでください。Cに該当する場合は、確認に用いた具体的な書類を記載してください。</p> <p>A：目視による立会確認 B：計測等による立会確認 C：施工計画書等・試験成績書等による確認</p>				

## 別紙2

省エネ基準工事監理報告書（モデル建物法）				
報告内容（以下の項目について申請図書のとおり施工されたことを報告します。）				
項目	報告事項	照合を行った 設 計 図 書	確認方法	確認 結果
外皮	断熱材の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	窓の仕様、設置状況（ブラインドボックス、ひさしの設置状況を含む。）		A・B・C ・ ・	適・不適
空気調和 設備	熱源機器の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	全熱交換器の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	全熱交換器の自動切替機能の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	予熱時外気取入停止制御の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	二次ポンプの変流量制御の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	空調機ファンの変風量制御の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
換気設備	換気設備の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	逆風量制御の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
照明設備	建物用途に応じた室の照明器具の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	各種制御の設置状況 【在室検知制御・明るさ制御・タイムスケジュール制御・初期照度補正制御】		A・B・C ・ ・	適・不適
給湯設備	建物用途に応じた使用用途の熱源機器の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	給湯配管の保温の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	節湯器具の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
昇降機設備	昇降機の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適

太陽光発電設備	太陽光発電の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
コージェネレーション設備	コージェネレーション設備の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
<p>注 1 本様式は、「モデル建物法（誘導基準を含む。）」により建築物エネルギー消費性能基準への適合性を確認した建築物に係る工事監理を対象としています。</p> <p>2 計算対象となる設備等が無い場合は、当該設備等に係る項目の記載は不要です。</p> <p>3 「照合を行った設計図書」の欄は、建築物省エネ法施行規則第3条第1項に規定する図書等のうち、工事監理で照合を行った図書を記載してください。</p> <p>4 「確認方法」の欄は、A・B・Cのうち、該当するものを○で囲んでください。Cに該当する場合は、確認に用いた具体的な書類を記載してください。</p> <p>A：目視による立会確認 B：計測等による立会確認 C：施工計画書等・試験成績書等による確認</p>				

## 別紙2

省エネ基準工事監理報告書（標準入力法）				
報告内容（以下の項目について申請図書のとおり施工されたことを報告します。）				
項目	報告事項	照合を行った 設 計 図 書	確認方法	確認結果
外皮	外壁等を構成している建材、塗料等の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	窓の仕様、設置状況（ブラインドボックス、ひさしの設置状況を含む。）		A・B・C ・ ・	適・不適
空気調和 設備	熱源機器の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	冷暖同時供給の有無		A・B・C ・ ・	適・不適
	熱源機器に係る台数制御の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	蓄熱システムの仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	二次ポンプの仕様（流量制御方式を含む。）、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	二次ポンプの変流量制御の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	二次ポンプに係る台数制御の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	空調機の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	空調機ファンの変風量制御の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	予熱時外気取入停止制御の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	外気冷房制御の有無		A・B・C ・ ・	適・不適
	全熱交換器の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
換気設備	換気設備（換気代替空調機を含む。）の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	換気設備に係る各種制御（換気代替空調機を含む。）の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適

照明設備	照明器具の消費電力、台数及び取付状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	各種制御の設置状況 【在室検知制御・明るさ検知制御・タイムスケジュール制御・初期照度補正制御】		A・B・C ・ ・	適・不適
給湯設備	熱源機器の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	給湯配管の保温の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	節湯器具の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	太陽熱利用設備の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
昇降機設備	昇降機の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
太陽光発電設備	太陽光発電の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	パワーコンディショナの仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
コージェネレーション設備	コージェネレーション設備の仕様、排熱利用先		A・B・C ・ ・	適・不適
<p>注 1 本様式は、「標準入力法（誘導基準を含む。）」により建築物エネルギー消費性能基準への適合性を確認した建築物に係る工事監理を対象としています。</p> <p>2 計算対象となる設備等が無い場合は、当該設備等に係る項目の記載は不要です。</p> <p>3 「照合を行った設計図書」の欄は、建築物省エネ法施行規則第3条第1項に規定する図書等のうち、工事監理で照合を行った図書を記載してください。</p> <p>4 「確認方法」の欄は、A・B・Cのうち、該当するものを○で囲んでください。Cに該当する場合は、確認に用いた具体的な書類を記載してください。</p> <p>A：目視による立会確認 B：計測等による立会確認 C：施工計画書等・試験成績書等による確認</p>				

様式8号の4の2を削る。

様式第8号の5中

※ 9	敷地面積 との割合
--------	--------------

を

9	敷地面積 との割合
---	--------------

に改める。

様式第10号中

エ	都市計画関係	有・無
---	--------	-----

を

エ	根拠法令	
---	------	--

に、

「注 ※印欄は、記入しないこと。」を

「注 1 ※印欄は、記入しないこと。

2 2欄エには、建築基準法第42条第1項第4号に規定する法律名を記載すること。」に改める。

様式第10号の2中「この申請の道路は、指定（変更・廃止）したから通知します。」を「下記の申請道路について、建築基準法第42条第1項第4号又は第5号の規定により指定（変更・廃止）したので通知します。」に、

「

エ	都市計画関係	有・無
---	--------	-----

を

エ	根拠法令	
---	------	--

に、

「注 ※印欄は、記入しないこと。」を

「注 1 ※印欄は、記入しないこと。

2 2欄エには、建築基準法第42条第1項第4号に規定する法律名を記載すること。」に改める。

様式第12号中「工事施行者」を「工事施工者」に改める。

様式第12号の3中

※ 9	敷地面積 との割合
--------	--------------

を

9	敷地面積 との割合
---	--------------

に、「注 ※印欄は、記入しないこと。」

「注 1 ※印欄は、記入しないこと。」を

2 13欄ウは、条例別表第2第1号に掲げる建築物に該当する場合に記入すること。」に改める。

様式第13号中

※ 9	敷地面積 との割合
--------	--------------

を

9	敷地面積 との割合
---	--------------

に改める。

様式第15号中

※ 4	その他の 区域・地 域・地区	
--------	----------------------	--

を

4	その他の 区域・地 域・地区	
---	----------------------	--

に改める。

※9 敷地面積との比

9 敷地面積との比

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の島根県建築基準法施行細則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

告 示

島根県告示第205号

島根県営住宅条例の規定による利便性に係る数値（平成28年島根県告示第237号）の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

表松江市の項中 「平成7 0.96」を「平成7 0.95」に、

「昭和44 0.93」を「昭和44 0.92」に、「0.91」を「0.90」に、

「0.93 (第911号、第916号、第1113号及び第1114号の住戸にあっては、0.95)」を「0.92 (第911号、第916号、第1113号及び第1114号の住戸にあっては、0.94)」に、  
「0.90 (第1号棟第101号及び第2号棟第105号の住戸にあっては、0.92)」を「0.92 (第1号棟第101号及び第2号棟第105号の住戸にあっては、0.94)」に、

「0.94 (第212号、第312号、第316号、第512号、第711号、第715号、第811号及び第812号の住戸にあっては、0.96)」を「0.93 (第212号、第312号、第316号、第512号、第711号、第715号、第811号及び第812号の住戸にあっては、0.95)」に、「0.86」を「0.85」に、「0.817」を「0.807」に、

「0.837」を「0.827」に、「0.8337」を「0.8237」に、「0.8339」を「0.8239」に改め、表浜田市の項中

「浜田漁民 木造2階建 平成24」を「中層耐火構造4階建 昭和46 0.94」に改め、

「木造2階建 平成24」に改め、表益田市の

「0.97」 「0.96」

項中 (第111号、第114号及び第116号の住戸にあっては、0.99) を (第111号、第114号及び第116号の住戸にあっては、0.98) に改め、表江津市の項中

「 0.97 (第111号、第113号、第211号、第314号及び第411号の住戸にあっては、0.99) を 「 0.96 (第111号、第113号、第211号、第314号及び第411号の住戸にあっては、0.98) に、

「 平成23 1.00 を 「 平成23 0.99 に改め、表雲南市の項を削る。